

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中  
各都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

障害者支援施設等に入所・入居する者（以下「入所者等」という。）や従事者への接種について準備を進めるに当たっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）において、基本的な考え方等をお示し、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いしたところです。

今般、同事務連絡を別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、管内の市町村（特別区含む。）に御連絡いただくようお願いいたします。

引き続き、障害者支援施設等入所者等及び従事者への円滑な接種について、格段の御協力をお願いいたします。

#### 記

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにされているところ。

高齢者である障害者が入所・居住する施設等で従事する者（以下「障害者支援施設等の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ優先順位と位置付けている。

この障害者支援施設等の従事者の範囲の考え方に変更はないが、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の高齢者である障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、訪問系サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられ

ることを踏まえ、

- ・市町村の判断によって、
- ・自宅療養を余儀なくされる高齢者である障害者や濃厚接触者に直接接し、障害福祉サービスの提供等を行う意向のある訪問系サービス事業所等について、
- ・当該事業所等に従事する者で、そうした障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する職員

を対象に含むことができることとするため、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）」を別添のとおり改正する。

（添付資料について）

別添 改正後「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）」【改正後全文（改正箇所を朱字で明記）】

別紙 訪問系サービス事業所等の従事者への接種について【追加】

（様式1）証明書

（様式2）訪問系サービス事業所等の登録様式【追加】

（様式3）説明文書（訪問系サービス事業所等向け）【追加】